

この「意向確認書」は、就学支援金の申請をする方も
しない方も、全員が提出してください。

平成31年 4月 9日

高等学校等就学支援金 意向確認書

学校名	千葉県立銚子高等学校
生徒氏名（自署）※	
受検番号	
住所	

※保護者等による代筆も可能です。

【確認事項】下記事項を確認したらチェックを入れてください。

- 高等学校等就学支援金は、高校等の授業料に対する国からの支援であり、返済不要です。
- 高等学校等就学支援金の申請を行わない場合は、高等学校等就学支援金は受給できず、授業料を納付する必要があります。

○該当する項目のどちらかの口にチェックを入れてください。

	確認項目	審査後の通知等
<input type="checkbox"/>	高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格認定申請書及び保護者等の個人番号カードの写し等を提出いたします。	認定を受けた者には認定通知・支給決定通知、不認定者には不認定通知が送付されます。
<input type="checkbox"/>	保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計が50万7,000円以上、またはほかの理由により、4月に受給資格認定申請書を提出しません。	4月下旬頃に、授業料口座振替依頼書を送付しますので、銀行で手続きをお願いいたします。

※高等学校等就学支援金制度に対する理解に不安があるときは、受給資格認定申請書を必ず4月中に提出してください。5月以降学校へ提出のあったときは、提出のあった月からの支給になり、遡及ができません。